平成２１年（フ）第２３０号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－16－21
債務者　上野すえ子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
福島県郡山市鳴神３丁目72番地　クロスビル201号
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１０１９号
神戸市灘区楠丘町２丁目１番18号
債務者　樋口　道子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１０９号
神戸市須磨区桜木町１丁目２番19―206号
債務者　源　　博貴
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５６号
神戸市垂水区塩屋台２丁目６番15号
債務者　池田　克子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６７号
神戸市東灘区甲南町４丁目７―13ラ・メゾン東亜302、住民票上の住所神戸市東灘区御影中町４丁目３番18号
債務者　猿丸智代子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１０号
神戸市長田区鶯町１丁目５番18号
債務者　林　　達也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１８号
兵庫県神戸市兵庫区湊川町６丁目１－３、住民票上の住所神戸市須磨区東白川台４丁目７番地の24　上田方
債務者　播磨　啓吾
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１９号
神戸市東灘区渦森台１丁目７番104号、従前の住所神戸市東灘区御影石町３丁目12番21―603号
債務者　池田　裕介
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２０号
兵庫県三木市志染町中自由が丘１丁目121番地
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３０号
神戸市長田区二番町１丁目18番地の１　ツイン大開１号館205号
債務者　白澤ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３５号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目40番９号
債務者　新庄　清彦
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１１号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4075番地13　武雄センチュリーホテル寮
債務者　山下　勝彦
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１４号
佐賀県鹿島市古枝甲62番地３
債務者　中村　明彦
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１６号
佐賀県伊万里市松浦町山形8442番地
債務者　小山　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２１７号
佐賀県伊万里市南波多町水留1843番地
債務者　米倉　拓治
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２３号
佐賀県杵島郡白石町大字牛屋3994番地９
債務者　**藤**武　広信
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　佐賀地方裁判所武雄支部